

令和7年度

石川県奨学生志願のしおり（予約採用）

石川県教育委員会

1 貸与月額等について

対象となる学校	区分	貸与月額	
高等学校、中等教育学校の後期課程 特別支援学校の高等部 専修学校（修業年限が2年以上の高等課程） （以下「高等学校等」という。）	国公立	自宅通学	18,000円
		自宅外通学	23,000円
	私立	自宅通学	30,000円
		自宅外通学	35,000円

※ 高等専門学校は予約採用の対象外

2 出願資格

ア 令和7年4月1日現在で、保護者が石川県内に現に居住していること。（引越等で保護者が県外へ転居した場合は、資格を失います。）

イ 中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程または特別支援学校中等部の第3学年に在学していること。

ウ 勉学に意欲があり、かつ、（注）学資の支弁が困難な者であること。

（注）貸与を受けることができる父母双方の年収合計の上限額は、おおむね次の表のとおりです。

世帯人員	世帯構成	年収の上限額
3人	父親、母親、本人	890万円程度
4人	父親、母親、本人、弟妹1人（中学生）	960万円程度
5人	父親、母親、祖父（母）、本人、弟妹1人（中学生）	1,010万円程度
6人	父親、母親、祖父、祖母、本人、弟妹1人（中学生）	1,050万円程度

※表の「年収の上限額」は、あくまでも目安で、世帯の構成・事情により異なります。

3 出願手続き

願書及び必要書類を在学する学校の指定する期限までに、学校へ提出してください。直接県に提出されても受理できません。（県が各学校から募集する期間は9月1日（日）～10月5日（土）です。）

4 貸与期間、方法

卒業（終了）予定年月まで、原則毎月1回本人名義の預金口座に振り込みます。

（初回は令和7年4月分・5月分をまとめて令和7年5月に振込予定）

5 提出書類について

- | |
|---|
| (1) 奨学生願書（石川県育英資金・予約申込書）
(2) 家族全員の住民票（市町発行）
(3) 父母双方（又はこれに代わる者）の令和6年度の所得証明書（令和5年中の所得）
（市町発行）
(4) 就学者全員の在学証明書又は学生証の写し
(5) その他特別な事情がある場合の証明書類（例：障害者手帳の写し、診断書等） |
|---|

提出書類については、次の点に留意してください。

(1) 奨学生願書（石川県育英資金・予約申込書）

◇記載の仕方

- ①「家族および収入」欄については、同一生計の家族全員の「氏名」「続柄」「年齢」欄等を記入するとともに、父母双方（又はこれに代わる者）の「収入の種類」「収入金額」欄を記入すること。
◎同一生計の家族とは、原則として次に当てはまる者をいいます。
 - ・同一の住居に居住している者
 - ・主として家計を維持している者であって、出稼ぎ又は勤務地の関係で別居している者
 - ・就学や病気療養のために一時別居している者※別居独立している兄弟姉妹、生計を異にしている別居の祖父母は同一生計の家族とはみなしません。
- ②「収入の種類」欄は、給与、農業、事業、年金、不動産、その他の区分で、該当するものを記入すること。（収入がない場合は、「無」とすること。）
- ③「収入金額」欄は、次により令和5年中の収入金額を記入すること。
 - ア 給与所得の場合は、総収入金額（給与所得控除前の金額）を記入すること。
 - イ 令和6年に新たに就職した場合は、出願時現在の月収及び賞与を考慮のうえ、1年間の収入見込金額を記入すること。
 - ウ 自営業、農業等の事業所得の場合は、総収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入すること。
 - エ 出願時に失業している場合でも、アルバイト、内職等収入のある場合は年間収入額を記入すること。
- ④「長期療養者」「障害者」欄は、本人又は家族の中で該当する者がある場合にのみ記入すること。
◎「長期療養者」とは、出願時現在において長期間（半年以上）療養中もしくは療養する見込みであり、経済的に特別に支出している者をいいます。
- ⑤「奨学金希望理由」欄には、奨学金を希望する理由を詳細に記入すること。
- ⑥「連帯保証人」は、原則として父母とします。父母がいない場合や、特別な事情がある場合は、これに代わる者とします。ただし、将来奨学金返還の責任を負いうる者であること。
また、借用証書提出のときは、さらに別の保証人1人（原則、本人・連帯保証人と別生計で65歳未満の者）を要するので、あらかじめ考慮しておくこと。
- ⑦「奨学生推薦調書（石川県育英資金・予約申込書）」は、学校が記入するので、本人は記入しないこと。
- ⑧ その他願書の「記載上の注意」を参照すること。

(2) 家族全員の住民票（市町発行）

- ・続柄の省略がないもの。
- ・個人番号の記載を省略したもの。
- ・令和6年7月以降に取得したもの。

(3) 令和6年分の所得証明書（令和5年中の所得）（市町発行）

※勤務先の発行する源泉徴収票ではありません。

父母双方（又はこれに代わる者）の所得証明書を提出すること。

- ・父子世帯又は母子世帯の場合は、父又は母のみの所得証明書を提出すること。
- ・パート勤務や無職である場合でも、「令和6年度の所得証明書」又は「令和6年度の非課税証明書」を提出すること。

○就業状況等に変化がある場合の証明書類（所得証明についての追加書類）

区 分		提出する書類
令和6年1月以降に就業状況に変化がある（新規就職・転職した）とき （パート、アルバイト、内職等を含む。）		★給与支払い明細書の写し（最新3ヶ月分） 又は令和6年分の給与支払支給見込証明書
令和6年1月以降に年金受給状況に変化があるとき 又は令和6年1月以降に新たに年金を受給したとき		★次のいずれかの書類 ・年金額改定通知書の写し ・年金証書の写し（当該年度支給額が記入されているもの） ・その他年金収入を証明できる書類
出願時に失業している場合	雇用保険を受給していない（又は受給予定のない）とき	★離職票の写し 又は退職証明書
	雇用保険を受給している（又は受給予定のある）とき	★雇用保険受給資格者証明書の写しなど、雇用保険の受給額を確認できる書類

（4）就学者全員の在学証明書又は学生証の写し

就学者全員分（志願者本人、小・中学生分は不要）を添付すること。

（5）その他特別な事情がある場合の確認書類

＜令和6年能登半島地震に被災した場合＞

令和6年能登半島地震に被災したことを証明できる以下のいずれかのものの写し等

ア 罹災証明書

イ 被災証明書

＜長期療養者がいる場合＞

医師等の診断書及び今後の年間支出の見込みを確認できる書類

＜障害者がいる場合＞

障害者手帳等の写しなど、障害を持っていることを確認できる書類

＜その他考慮すべき特別な事情がある場合＞

福祉事務所、市町、民生委員等が発行するそれらの事情を確認できる書類

6 返還について

- (1) 奨学金の貸与を受ける者は、連帯保証人（原則父母とし、父母がいない場合や、特別な事情がある場合にはそれに代わる者とします。）及び保証人（原則、本人・連帯保証人と別生計で65歳未満の者）連署の上、印鑑登録証明を添付して、奨学金借用証書を提出することになります。
- (2) 返還は貸与終了の1年後（途中辞退者は6ヶ月経過後）から始まり、原則「口座振替」となります。返還は無利子で、返還期間及び返還方法については、最長20年以内（貸与総額等により異なる）で年賦・半年賦・月賦があり、これらは奨学金借用証書提出時に本人の申し出により決定されます。
なお、進学、病気、その他正当な理由があると認められるときは、願出により返還を一定期間猶予することができます。
- (3) 正当な理由がなく資金の返還が遅延したときは、年10%の割合で計算した額の延滞利息の徴収や、返還残額の全部又は一部の繰り上げ返還を請求することがあります。
なお、就職先等による返還免除制度はありません。

7 予約採用の流れ

奨学生願書及び学校長の推薦調書をもとに選考審査会を行い、その結果を書面にて学校長を通じて通知します。（11月～12月予定）

奨学生の採用候補者として決定を受けた者は、高等学校等に入学後、「進学届」、「返還誓約書」及び「石川県奨学金振込口座（変更届）」（以下「進学届」等という。）を所定の期日までに進学先の学校へ提出してください。（期日までに必要書類を提出しない者又は高等学校等に入学しない者には、奨学金の貸与を行いません。）

なお、高等学校等の進学後も改めて奨学生の募集を行いますので、予約採用者とならなかった方も再度申し込みすることができます。

（令和7年度予約採用の日程表）

※日程は、変更することもあります。

日 程	石川県教育委員会	中 学 校 等	予 約 申 込 者
R6.8月	予約募集案内の配付	→ 予約募集案内の配付	→
R6.9～10月	受理	← 奨学生願書（予約）提出	← 奨学生願書（予約）提出
R6.10月～	審査		
R6.11～12月	「奨学生採用候補者決定通知」及び「進学届」等の送付	→ 「奨学生採用候補者決定通知」及び「進学届」等の配付	→ 受理
高等学校等入学後		高 等 学 校 等	
R7.4月	受理	← 「進学届」等の提出	← 「進学届」等の提出
R7.4月	「奨学生決定通知」の送付	→ 「奨学生決定通知」の配付	→ 受理
R7.5月	貸与開始		→ 4月分を含め貸与

（問い合わせ先） 石川県教育委員会事務局 庶務課 学校経営グループ
石川県育英資金担当

〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL (076) 225-1816

FAX (076) 225-1814



石川県HP